

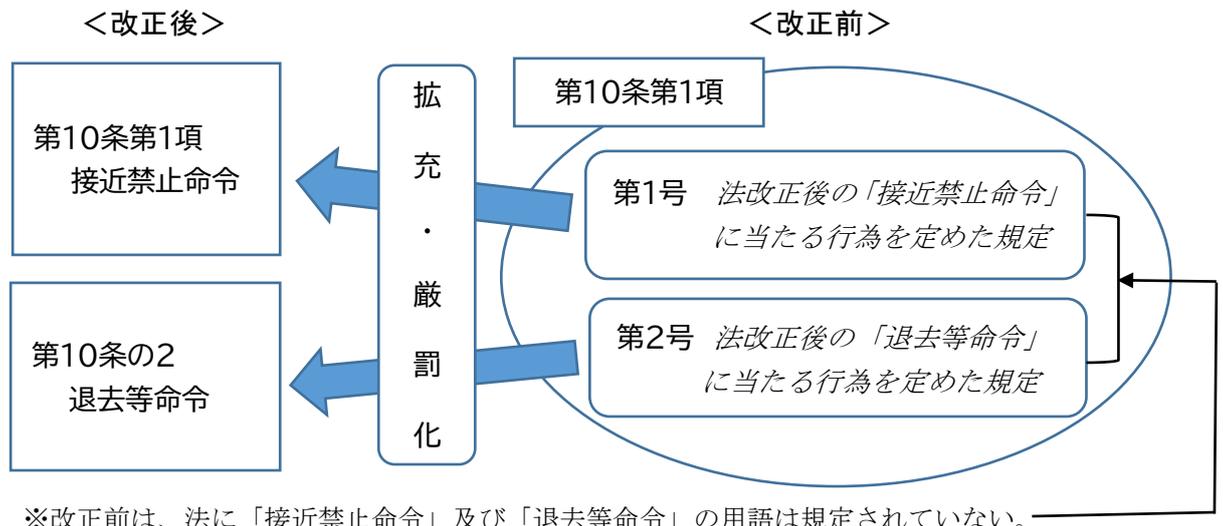
青森市ひとり親家庭等医療費助成条例及び青森市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）が、令和5年5月19日に公布され、令和6年4月1日に施行されることに伴い、青森市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成17年条例第121号）及び青森市営住宅管理条例（平成17年条例第141号）における引用条項の整理等に必要な改正を行うため制定するものである。

2 条例に影響を及ぼす法改正部分

保護命令制度の拡充及び保護命令違反の厳罰化がなされることにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「法」という。）の規定が改正され、これまで法の条文では使用されていなかった「接近禁止命令」及び「退去等命令」の用語が法において定義されることとなった。



3 条例の主な改正内容

(1) 第1条 青森市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正

医療費の助成対象となる「ひとり親家庭」については、条例第2条第2項において、父又は母の一方が、同項各号に定める状況にある児童を監護する家庭と定義しており、同項第8号において、改正前の法第10条第1項を引用し、父又は母の一方が同項に基づく改正後の接近禁止命令及び退去等命令に当たる行為を受けている場合と規定しているため、法改正の内容に合わせて、引用条項の整理を行う。

(2) 第2条 青森市営住宅管理条例の一部改正

市営住宅に入居するためには、親族と同居することが条件となっている。ただし、その例外として、条例第7条第2項各号に規定する高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者については、単身での入居が可能となっている。同項第8号において、改正前の法第10条第1項を引用し、同項に基づき裁判所がした改正後の接近禁止命令及び退去等命令に当たる行為の申立てをした者についても例外として単身で入居できる旨規定しているため、法改正の内容に合わせて、引用条項の整理を行う。

4 施行期日

令和6年4月1日